

平成 28 年度第 6 回石垣市教育委員会 9 月定例会会議録

日時 平成 28 年 9 月 23 日 (金)

午後 2 時 00 分開会

午後 3 時 20 分閉会

場所 石垣市教育委員会事務局ホール

出席者 【教育長及び教育委員】

| | |
|----------|---------|
| 教 育 長 | 石 垣 安 志 |
| 教育長職務代理者 | 高 里 正 明 |
| 委 員 | 仲 山 久 紀 |
| 委 員 | 新 田 健 夫 |

【教育委員会事務局等職員】

| | |
|-----------------|-----------|
| 教 育 部 長 | 大 得 英 信 |
| 総 務 課 長 | 天 久 朝 市 |
| 学 務 課 長 | 入 嵩 西 覚 |
| 学 校 教 育 課 長 | 入 嵩 西 義 晴 |
| いきいき学び課長 | 丸 山 さ い 子 |
| 文 化 財 課 長 | 古 堅 博 之 |
| 市 史 編 集 課 長 | 浦 崎 英 秀 |
| 博 物 館 長 | 下 地 傑 |
| 学校給食センター所長 | 宮 良 信 世 |
| 図書館副主幹兼資料サービス係長 | 久 原 道 代 |
| 総務課企画調整係長 | 宮 良 優 児 |
| 総務課企画調整係主事 | 平 得 航 二 郎 |

傍 聴 人 報道関係者 3 名 (八重山日報、八重山毎日新聞、沖縄タイムス)
市民 1 名

議事

- (1) 議案第 40 号 石垣市社会教育指導員設置に関する規則等の一部を改正する規則について
- (2) 議案第 41 号 石垣市学校司書嘱託員設置要綱等の一部を改正する要綱について
- (3) 議案第 42 号 石垣市教育委員会産業医の報酬、費用弁償その他勤務条件等に関する要綱の制定について
- (4) 議案第 43 号 臨時代理の承認を求めることについて (石垣市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則)
- (5) 議案第 44 号 (仮称) 大浜町浄水場跡に係る建議について
- (6) その他

開会 午後 2 時 00 分

石 垣 教 育 長 皆さんこんにちは。これより、平成 28 年度第 6 回石垣市教育委員会 9 月定例会を開会します。はじめに、会議の傍聴についてお諮りしたいと思います。

| | |
|---------------|---|
| | 石垣市教育委員会会議規則第7条に会議は、公開とする。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で会議を非公開とする議決があったときは、これを公開しないことができる。と規定されています。本日の議事については、公開とすることとしてよろしいですか。 |
| 各 委 員 | はい。 |
| 石 垣 教 育 長 | それでは、本日の会議は公開とします。傍聴人は、石垣市教育委員会会議傍聴人規則に定める傍聴人の遵守事項を遵守してください。石垣市教育委員会会議傍聴人規則第5条を読み上げます。 (石垣市教育委員会会議傍聴人規則第5条を読み上げる。) |
| | 次に、前回会議録の承認についてです。会議録について質疑、訂正等がありますか。 |
| 各 委 員 | (なし。) |
| 石 垣 教 育 長 | それでは、前回会議録を承認してよろしいですか。 |
| 各 委 員 | はい。 |
| 石 垣 教 育 長 | 前回会議録は承認とします。次に、今回の会議録署名人についてですが、今回は高里委員と仲山委員を指名します。よろしいですか。 |
| 高 里 ・ 仲 山 委 員 | はい。 |
| 石 垣 教 育 長 | 次に、一般報告に入ります。質疑応答は全員の報告が終わった後にまとめて行います。高里委員より報告をお願いします。 |
| 高里教育長職務代理者 | 前回の教育委員会定例会以降、特段ご報告する事項はございません。 |
| 石 垣 教 育 長 | 次に仲山委員よろしくお願いいたします。 |
| 仲 山 委 員 | 9月5日に八重山教育事務所にて、教育委員会施策に関する地区協議会に参加いたしました。そして、本日の定例会への参加となります。以上です。 |
| 石 垣 教 育 長 | では次に、新田委員よろしく申し上げます。 |
| 新 田 委 員 | 特に報告事項はございません。 |
| 石 垣 教 育 長 | それでは、教育長の日程報告です。 (教育長日程報告 平成28年8月27日～平成28年9月23日) |
| | では、ただいまの各委員の報告について、質疑はありますか。 |
| 各 委 員 ・ 教 育 長 | (質疑応答あり。) |
| 石 垣 教 育 長 | それでは次に進めたいと思います。議事日程の決定についてですが、本日の議事日程は、原案どおりとしてよろしいですか。 |
| 各 委 員 | はい。 |
| 石 垣 教 育 長 | それでは議事に入ります。はじめに、議案第40号石垣市社会教育指導員設置に関する規則等の一部を改正する規則について及び議案第41号石垣市学校司書嘱託員設置要綱等の一部を改正する要綱についての2件併せて事務局より提案、説明をお願いします。 |
| 総 務 課 長 | 提案・説明 |
| 石 垣 教 育 長 | ただいまの提案、説明について質疑はございますか。 |
| 高里教育長職務代理者 | 7年目以降は有休が20日付与されるということなんですけど、そんな長期間の嘱託というのは実際にあるのですか。 |
| 総 務 課 長 | 嘱託員については多くないと思われます。今回の改正は、総務部総務課が賃金職員管理規程を改正し、それに伴うものでありますが、賃金職員は多く該当すると聞いております。 |
| 教 育 部 長 | 嘱託員については、本来長期間の嘱託を想定するものではないのですが、現 |

| | |
|------------|---|
| | 状としましては、人の入れ替わりなしで引き続き嘱託しているという部分もあります。職員の賃金としましても嘱託よりは正規職員のほうが望ましいため、今後は嘱託員を減らしていくという考えを持っております。しかしながら市の現状としましては、まだまだ嘱託員や非常勤職員を長期で雇用しているという状況でございます。 |
| 石垣教育長 | 他に質問はございませんか。 |
| 各委員 | (なし。) |
| 石垣教育長 | それでは、議案第 40 号石垣市社会教育指導員設置に関する規則等の一部を改正する規則について及び議案第 41 号石垣市学校司書嘱託員設置要綱等の一部を改正する要綱については、原案可決としてよろしいですか。 |
| 各委員 | はい。 |
| 石垣教育長 | 次に、議案第 42 号石垣市教育委員会産業医の報酬、費用弁償その他勤務条件等に関する要綱の制定について、事務局より提案、説明をお願いします。 |
| 総務課長 | 提案・説明 |
| 石垣教育長 | ただいまの提案、説明について質疑はありますか。 |
| 新田委員 | 面接指導の時間はどれくらい設けるのですか。 |
| 総務課長 | 1 日に数名実施するため、その内容や時間については、医師の方に判断していただきたいと考えております。 |
| 石垣教育長 | 面接指導 1 回につき 5 万円の報酬なのですね。 |
| 総務課長 | 1 回というのは、1 日と考えます。1 日で数名の面接指導を行うのですが、人数については柔軟に対応していきたいと思っております。 |
| 仲山委員 | 面接指導は病院で行うのですか。 |
| 総務課長 | 事務局で部屋を設け、そこで行います。その際、個人情報の保護については十分に配慮してまいります。 |
| 新田委員 | 産業医は沖縄本島から呼ぶのですか。 |
| 総務課長 | 石垣市在住の医師です。石垣市の産業医をされております城所医師を考えております。 |
| 新田委員 | 石垣市に、こういったメンタルで病んでいる先生方は何名ぐらいいるのですか。 |
| 総務課長 | 数については把握しておりませんが、年々増加していると聞いております。 |
| 高里教育長職務代理者 | 新聞で見ましたが、諸外国と比べ日本の教師は、勤務時間が圧倒的に長い割に、生徒と接する時間は少ないという報告が出ておりました。雑務や部活動に時間を割かれ、様々なストレスを抱えているようです。 |
| 仲山委員 | ストレスについては中々表に出てこない部分もあると思っておりますので、面接指導でしっかりと対処していただきたいと思っております。 |
| 石垣教育長 | 学校現場で様々なストレスを抱えている職員を早期発見し、そして解消に向けて対応し、児童生徒の教育活動に専念していけるようにできればと思っております。それでは、議案第 42 号石垣市教育委員会産業医の報酬、費用弁償その他勤務条件等に関する要綱の制定について、原案可決としてよろしいですか。 |
| 各委員 | はい。 |
| 石垣教育長 | 次に、議案第 43 号臨時代理の承認を求めることについて、石垣市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について、事務局より提案、説明をお願いします。 |
| 学務課長 | 提案・説明 |
| 石垣教育長 | ただいまの提案、説明について質疑はありますか。 |

| | |
|------------|---|
| 各 委 員 | (なし。) |
| 石 垣 教 育 長 | それでは、議案第 43 号については、承認としてよろしいですか。 |
| 各 委 員 | はい。 |
| 石 垣 教 育 長 | 次に、議案第 44 号仮称大浜町浄水場跡に係る建議について、事務局より提案、説明をお願いします。 |
| 文 化 財 課 長 | 提案・説明 |
| 石 垣 教 育 長 | ただいまの提案、説明について質疑はありますか。 |
| 新 田 委 員 | 資料を見ましたら、一方は指定して欲しい、もう一方は外して欲しいと述べており、また、平成 14 年から平成 20 年まで検討委員会にて熟慮に熟慮を重ねて決めたとなっているはずなのに、なぜ今頃このような話が出てきたのですか。 |
| 教 育 部 長 | 今回の建議書の承認イコール指定の議決ということではございません。あくまでも指定が適切なのかどうか、指定するにあたっての課題は無いのかという調査に入るための入り口としての建議であります。資料にもありますとおり、この建議書は文化財審議会からの提案でございます。空港アクセス道路区域内にあるため、公益性の面も含めての地権者である市長の判断も必要となってまいります。今回は、調査開始するにあたっての教育委員会委員の皆さまへの確認ということでございますので、この建議書が承認されたからといって文化財指定となる訳ではございません。 |
| 高里教育長職務代理者 | 調査して良いとなった場合、アクセス道路の建設にどのような影響が及びますか。 |
| 教 育 部 長 | 八重山土木事務所から資料が添付された疑義書が来ております。それによるとおり、かなり支障が出ると思われま。 |
| 高里教育長職務代理者 | 八重山土木事務所は、用地について 40%取得しているとのことですが、この浄水場跡の部分は取得していないということですか。 |
| 教 育 部 長 | 文化財課で調査したところ、所管が水道部なのか契約管財課なのか、市長部局においても所管課が定まっていない状況であります。したがって、用地売買手続きもなされていないと考えられます。 |
| 高里教育長職務代理者 | 所有者は市ですか。 |
| 教 育 部 長 | 市有地であり、広い一筆の土地であります。構造物の位置と道路本線の位置等の内容の精査がされていない状況にありますので、これから各所管課に意見照会を進めていくこととなります。建議書としてあがった文化財審議委員の皆さまの意見は尊重しなければならないと考えており、議決後に調査作業に入りたいと思っております。地権者である市長部局の財産管理としての意見やアクセス道路の建設に際しての公益性の意見等、それらを踏まえて文化財指定として提案できるのかどうかということも含めて調査を進めていきたいところでございます。 |
| 高里教育長職務代理者 | 個人的には、文化財に値するかどうかについては疑問があります。要するに老朽化して使われなくなったインフラですよ。そのようなものは多数あるわけで、それを残すべき特別なものとする理由は何なのかと感じております。 |
| 仲 山 委 員 | それをこれから調査するわけですね。 |
| 高里教育長職務代理者 | そうですね。これから調査するということですね。 |
| 石 垣 教 育 長 | 教育委員の皆さんも現場に行って確認する必要があるのではないかと思います。今回の建議書は、まだまだ何も調査されておられませんので、これから調査を始めますよというものであります。調査した後にそれがまとめれば、教 |

| | |
|------------|---|
| 文 化 財 課 長 | 育委員会に提案するという事となると思います。我々としましても日程を組んで状況等を確認したいと思いますが、いかがでしょうか。 |
| 各 委 員 員 | 是非とも教育委員の皆さまにも現場を見ていただいて、判断材料の1つとしていただきたいと思います。 |
| 新 田 委 員 員 | はい、そうですね。 |
| 教 育 部 長 | 1 つ疑問に思うのですが、検討委員会に文化財審議会のメンバーが入っていたかどうかは分かりませんが、6 年間も議論していてなぜこのような話が今頃出てくるのかが理解できません。埋没されているものならわかりますが、もともと存在しているものですね。 |
| 高里教育長職務代理者 | そういった疑問もあるかと思いますが、本件については、教育委員会の議決のもと教育委員会自らが委嘱した審議委員の皆さまの意見が建議書として挙がっている訳でありますので、教育委員会の立場としては、その意見を尊重すべきという考えがあるかと思いますが。今回、委員の皆さまにお諮りをし、調査をさせていただきたいということでの議案提案でございます。高里委員のご意見もありますが、いろいろな調査項目を挙げていただきまして、その結果を報告し、今後の最終結論に進んでいくこととなります。その際はまた、教育委員会にお諮りをしたいと思っております。 |
| 石 垣 教 育 長 | 議案に意見を求めるとありましたので、意見を述べたまでですよ。 |
| 各 委 員 員 | 他にありませんか。 |
| 石 垣 教 育 長 | (なし) |
| 各 委 員 員 | それでは、議案第 44 号仮称大浜町浄水場跡に係る建議については、建議書に基づく調査を進めていくということとしてよろしいですか。 |
| 石 垣 教 育 長 | はい。 |
| 教 育 部 長 | 議案については以上です。次に、その他についてですが、事務局よりその他の事案はございますか。 |
| 教 育 部 長 | 昨日、平成 29 年度幼稚園・保育所等入園・入所申込み説明会をさせていただきました。5 人未満の幼稚園につきましては休園するという幼稚園管理規則の改正についてご案内し、やはり厳しいご意見がございました。その質問要旨を本日資料としてお配りしております。教育委員会事務局としましては、今回の募集に向けて規則改正の作業を進めてきたものですから、改正したものをすぐに 180° 変えるということは難しく、引き続き改正した規則に基づいて作業を進めてまいります。休園については、受付してみないとわかりませんが、スケジュール的には 11 月の末あたりに概ね把握できることとなります。その後、地域や保護者へ説明に参りたいと考えております。さらにその後、再考の期間として 1 月 31 日までであれば、保護者からの申込みの変更を弾力的に受け付けるという期間を設けます。翌日の 2 月 1 日には、教職員の配置やあずかり保育の保育士人数を調整する必要がありますので、その時点で確定させるという日程を現在組んでおります。もし、休園になるということが決まりましたら、保護者の負担軽減のためにマイクロバスの使用やタクシーの借り上げ等、園児の送り迎えについても万全の態勢を取っていきたいと考えております。今回、地域説明をしていないことや、幼稚園現場を見ていないこと、幼稚園教諭の意見を聞いていないなどたくさんのお叱りがありました。また、市議会でもそのような指摘があったところであり、そこは真摯にお詫びをいたしました。このような経緯で進めてまいりましたが、十分な事前説明等が出来なかったことは反省しながら、事務の合理化やスリ |

| | |
|------------|--|
| | <p>ム化に向けてこれからも精一杯頑張っていきたいと思っております。本日は、この報告をしたうえで、教育委員の皆さまのご意見を頂きたいところございます。以上です。</p> |
| 高里教育長職務代理者 | <p>申込みの結果が最初に出るのが11月ですよ。その際に5人未満だった場合、休園の対象となるということをその地域に行き説明するのですね。</p> |
| 教 育 部 長 | <p>はい、そうです。保護者と地域の皆さまに説明をいたします。</p> |
| 高里教育長職務代理者 | <p>その後、1月31日までは申請した幼稚園を変更できるわけですね。</p> |
| 教 育 部 長 | <p>そうですね。考える時間が必要ですので、1月31日としております。</p> |
| 仲 山 委 員 | <p>質問要旨によると、野底、名蔵、川原から意見が出ていますよね。その地域の方々は、5名に達しないと感じていらっしゃるのですか。</p> |
| 教 育 部 長 | <p>難しいのではないかと情報が広がっているのかもしれませんが。住基データでは、潜在的には5名以上いるところもあります。</p> |
| 仲 山 委 員 | <p>では、他の幼稚園に通っているということですよ。</p> |
| 教 育 部 長 | <p>そういうことになるのですが、そこを説明してしまうと、保護者に責任を転嫁してしまう恐れがありますので、教育委員会としてそれはできません。</p> |
| 仲 山 委 員 | <p>それはそうですね。</p> |
| 高里教育長職務代理者 | <p>我々教育委員も毎年学校訪問をしており、幼稚園も見て回っております。去年は北部地区も訪問しましたので、人数の少ない幼稚園を見ており、ある園では園児1人と先生だけでありました。もちろん当時は休園とかの話にはなりませんでしたが、我々の中では幼稚園教育としての危機感や不安を感じました。その当時は休園の話は無かったにしろ、教育現場を見ておりますので、現場を見ないまま判断したというのは誤解です。</p> |
| 仲 山 委 員 | <p>そうですね。我々は去年見に行きましたから。</p> |
| 高里教育長職務代理者 | <p>当然ながら、休園の対象のところからは反対が出ると思います。それに対して反対が出たから撤回するというのではなく、保護者としては何が問題で、何が不安なのかという部分をしっかり分析し、それに応えられるように進めていくしかないのではないのでしょうか。</p> |
| 石 垣 教 育 長 | <p>前回の定例会におきまして、誠意をもって保護者や地域に説明を重ねていくということを確認いたしました。今後とも、申し込みを受け付けてある程度の人数が確認でき、休園の見込みが出た場合は、説明をしっかりとやっていきたいと思っております。</p> |
| 仲 山 委 員 | <p>まずは、11月の申し込み状況を見てみない限りでは何とも言えない状況ですね。</p> |
| 教 育 部 長 | <p>先の議案の申込様式の改正でもありましたが、保育の分野と一緒に申請を受け付けし、さらに第5希望までありますので、担当職員の作業にかなりの時間を要します。ですので、11月末という日程を組んでおります。</p> |
| 高里教育長職務代理者 | <p>今回の件は、確かに保護者からすると急に降ってわいたというような思いがあるのですね。</p> |
| 教 育 部 長 | <p>そうだと思います。何度詫びても理解はできないとお叱りを受けました。</p> |
| 新 田 委 員 | <p>その話は前回の定例会でも言いましたが、やはり保護者からすると、自分のいる地域、自分のすぐそばが良いと思うのは当然のことですよ。ましてや小さな園児ですから。しかしながら、石垣市の財政状況も潤沢ではない訳で、様々な方面から考えるとこのような方向に向かわざるを得ないのかなと思っております。新しく制度改正しましたので、あとは保護者や地域で考えてくださいということではなく、バスやタクシーの手配等これから色々と対応していく</p> |

| | |
|------------|---|
| 高里教育長職務代理者 | わけですよ。ですので、より質の高い教育ができるということを保護者に理解していただくしかないのかなと思います。相当叱られるかもしれませんが、覚悟してもらうしかないですよ。 |
| 石垣教育長 | 確かにそうですね。去年の学校訪問で平真小学校にも行った際に、へいしん幼稚園も見たのですが、園児が100名近くおり、てんやわんやしている状況の先生と、少人数園の先生では差がすごくあるなと思いました。 |
| 高里教育長職務代理者 | 幼稚園現場では預かり保育が始まったこともあり、教諭の負担過重という問題も生じております。また、教諭や保育士の確保が大きな課題となっております。今回の制度改正は、このような事態の解決策の1つとなり得ます。 |
| 教育部長 | これから大変でしょうけど、頑張ってください。 |
| 新田委員 | はい、ありがとうございます。昨日の説明会でも、上司である教育委員に報告すると申しましたので、質問要旨と併せてご報告とさせていただきます。もう1点だけいいでしょうか。新空港近くのカラ岳には、木を植えても全然生えないというのを聞いたことがあります。山に1本の木を植えても生きてこないそうなんです。調べてみたら、こういう言葉がありました。「人は人中、木は木中」(屋久島の格言) 意味は、木は木の集団の中でしか成長できず、人も同様に人の集団の中で切磋琢磨して育っていくという意味です。子ども達も集団の中で切磋琢磨して成長していくため、少人数でなく集団の中で質の高い教育を実施していった方が良く私は思います。 |
| 石垣教育長 | 教育委員会としまして、保護者や地域の理解を得ることが大変重要なことだと思います。園児の数が少ないからということではなく、子どもの教育の場として適切な教育を施すためにはどういう環境が良いのかという部分を含め、今後さらに説明をしてまいりたいと思います。その他の報告については、以上でよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | はい。 |
| 石垣教育長 | 議事については以上となります。それでは、最後に各課報告をお願いいたします。 |
| 各課等の長 | (配付資料に基づき報告あり。) |
| 石垣教育長 | ただいまの報告について、質疑はありますか。 |
| 各委員 | (なし。) |
| 石垣教育長 | それでは、これで平成28年度第6回石垣市教育委員会9月定例会を閉会いたします。皆さまどうもお疲れさまでした。 |

閉会 午後3時20分